

議 事 録

会 議 名	平成28年 第8回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	平成28年8月24日(水)午後2時00分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町役場 議会第1会議室		
出席委員	会長：8番 後藤 進 会長職務代理：6番 藤井明男 委員：1番 木内幹雄 2番 佐藤 晃 3番 大久保泰明 4番 市川澄雄 5番 金子幸一		合計7名
欠席委員	7番 吉田勝己		
農業委員会事務局	事務局長：高橋恵一 主査：原田智香 主任主事：小宮正道		
議 事	日程 第1 農地法第3条の規定による許可申請について 日程 第2 農地法第5条の規定による許可申請について 日程 第3 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について 日程 第4 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、平成28年第8回定例総会を開会いたします。 欠席委員は7番吉田委員1名です。出席委員は8名中7名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。本日の議事録署名人に、5番金子委員と6番藤井委員を指名します。</p> <p>会 長：それでは、総会次第により日程第1農地法第3条の規定による許可申請について、議案番号43号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号43号を朗読)(説明) 当案件は、譲渡人が父親から相続したものの、農業に従事していないため、実の弟である譲受人に譲渡するという事で、所有権を移転するものです。譲受人の耕作状況については、譲渡人含めた世帯3人で農業に常時従事しており、トラクター等の大型機械も所有し、いちごや露地野菜、米等を作付けしています。申請地は譲受人の宅地に隣接しており、梅等を作付けしています。寒川町農業委員会が定める下限面積である30アールを超えており、今回の権利設定による周辺農地への影響はありません。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可条件の全てを満たしていると考えられます。</p> <p>会 長：続いて地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>4 番：8月18日に事務局と譲受人立会いのもと、現地調査をしました。当該農地は、宅地に隣接した畑で栗等の果樹もみられました。畑の中央は草刈りがなされ、よく保全管理されていました。譲渡人は当該農地を相続されましたが、耕作が難しいとのこと、そして譲渡後は畑として十分利用できると思われることから、今回の申請については問題ないと思われます。</p> <p>会 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は、挙手をお願いします。</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号43号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p> <p>会 長：では全員賛成ですので、議案番号43号は原案のとおり許可証を交付することに決定します。 次に日程第2農地法第5条の規定による許可申請について、議案番号44号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>		

	<p>事務局：(議案番号44号を朗読)(説明) 当該地は、県道伊勢原・藤沢線沿いの湘南銀河大橋東側信号の北東角地にある東京電力の鉄塔が建つ脇の畑で、市街化調整区域内の農地です。暴風雪により電気事故が発生し、電線の損傷が確認されたことから、譲受人が電線張替工事を行うため、作業ヤードとして12月中旬まで一時転用し、年内には畑に復元するという事です。東側、北側の一部農地については影響のないよう施工され。隣接同意も得られています。なお農地法に基づく農地転用許可の判断となる立地基準としては、寒川南インター出入口から300m以内にあることから第3種農地にあたり、問題はないと考えられます。</p> <p>会長：続いて地区担当委員より、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 1番：8月18日に事務局と現地調査をしました。鉄塔横の農地で、4筆一体で使用されるとのこと。緊急性もあることから問題ないと思われれます。</p> <p>会長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は挙手願います。</p> <p>会長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号44号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p> <p>会長：では全員賛成ですので、議案番号44号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定します。 次に日程第3、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について、報告番号52号、日程第5、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、報告番号53号から58号の6件を一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(報告番号52～58号を朗読)(説明) いずれも添付書類も含め完備していましたので、事務局専決により書類を受理しました。</p> <p>会長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>会長：よろしいでしょうか。他に発言がないようですので届出の報告事項については了承されたこととします。 最後に、その他として審議事項はありますかでしょうか。</p> <p>会長：では、以上をもって平成28年第8回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資料	1. 平成28年第8回定例総会議案及び位置図

議事録署名人(5番) 金子 幸一 議事録署名人(6番) 藤井 明男

本議事録は、平成28年9月26日、承認・署名を得て確定しました。